

よくあるご質問

Q だれがマイナンバーカードを作れるの？

A 2015年10月5日以降に一度でも日本国内に住民登録されたことのある日本国籍者で、現在日本国内に住民登録のない国外転出者です。



Q 以前に返納して還付されたマイナンバーカードは再度利用できるの？

A 返納したマイナンバーカードは再度有効化することは出来ませんので、改めて申請をしてください。



Q 海外で取得したマイナンバーカードは帰国しても日本で使えるの？

A 日本国内の市町村に転入届とあわせてマイナンバーカードの記載事項変更の申出を行うことで国内でも引き続き利用できることになります。



Q 在外公館への在留届の提出は不要になるの？

A 在留届は引き続き管轄の在外公館に提出が必要です。

在留届については ▼

で検索することも可能です。

マイナンバーカードには国外の住所は書かれません。

お問い合わせ

カードに関するご質問・詳しい情報



国外転出者向けマイナンバーカードホームページ

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/>

カード紛失時のご連絡
(24時間対応)

マイナ
03-6734-0170

海外からのマイナンバーカード申請方法

1 申請

方法① 在外公館・市町村の窓口で提出

申請書類に必要事項を記入し、顔写真を貼って窓口へ提出。在外公館、本籍地市町村、一時帰国先の市町村のいずれでも提出できます。

方法② 本籍地市町村に郵送

申請書類に必要事項を記入し、顔写真を貼って郵送。

交付申請書のダウンロード先

交付申請書については、下記のURLまたは、QRコードから入手することができます。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/format/>



2 受取

① メールが届く

概ね2ヶ月ほどで交付準備ができた旨の連絡がメールで届きます。

② 受取場所へ行く

交付申請書に記載した受取場所に、受け取りに必要な本人確認書類等をお持ちになり、案内された期限までに交付場所に本人がお越しください。受取場所は、在外公館、本籍地市町村、一時帰国先の市町村の中から選ぶことができます。

海外でも

マイナンバー カードが作れます

2024年 5/27 から

マイナンバーカード 国外利用が始まります！



マイナンバー
カードキャラクター

デジタル庁

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

外務省
Ministry of Foreign Affairs of Japan

〔 交付申請書 〕

直近(3ヶ月以内)に戸籍の届出を行った場合は、
□を黒く塗りつぶしてください。

【利用者証明用電子証明書、住民基本台帳用、
券面事項入力補助用の暗証番号】
数字4桁（3つの暗証番号は共通にすることが可能です。）

〔 暗証番号設定依頼書 〕

【利用者証明用電子証明書、住民基本台帳用、
券面事項入力補助用の暗証番号】
数字4桁（3つの暗証番号は共通にすることが可能です。）

海外でもマイナンバーカードを引き続き利用する場合は、出国前に、住所地の市町村で転出届とあわせて、国内で利用しているマイナンバーカードを窓口へ提出して海外継続利用の手続きを行ってください。

手続き終了後にお返ししたマイナンバーカードは、引き続き海外でもご利用できます。